

「学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）検討委員会」設置要綱

兵庫県教育委員会

（目的）

第1条 従来、学校の安全管理体制については、実習・実験時等の教育活動に伴う事故や学校施設等に起因する事故、また保健・衛生や学校防災に関すること、さらに生徒指導等に係る安全管理体制の充実が図られてきた。

しかし昨今の、不審者による児童生徒等への加害行動等の深刻化に伴い、各学校においては不審者への対応に係る安全管理体制の整備が急務となっている。そこで、安全で安心な学校づくりを推進していくための不審者への対応に係る学校危機対応の在り方について検討するため「学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校安全管理及び危機対応の在り方について、特に不審者への対応に係る内容について協議する。
- (2) 県教育委員会事務局並びに県警察本部からなる「学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）作成プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という）が作成する「学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）」（以下、「ガイドライン」という。）の骨子案、原稿案等に対し、検討を加え助言を行う。
- (3) ガイドライン作成に必要な資料等に関する情報提供を行う。

（組織）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる有識者及び教育関係者からなる13名の委員をもって構成する。

2 委員は教育委員会が委嘱する。

（委員長等）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、検討委員会を統括し、議事進行にあたる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が召集する。

2 必要に応じて委員以外の有識者、関係諸機関等の職員等を招き、意見を聞くことができる。

（日程）

第6条 検討委員会は平成13年10月から4回程度開催し、平成14年3月末をもって閉じる。

（プロジェクトチーム）

第7条 ガイドラインの原案の作成及び検討委員会の円滑な運営等を行うため、県教育委員会事務局並びに県警察本部からなるプロジェクトチームを設置する。プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、総務課教育企画室において処理する。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成14年3月31日限り、その効力を失う。

別表

「学校危機対応ガイドライン(不審者への対応)検討委員会」委員名簿

	氏名	所属・職名	備考
1	小出 治	東京大学工学部都市工学科教授	委員長
2	上地 安昭	兵庫教育大学教授・心の教育総合センター所長	
3	清永 賢二	日本女子大学人間社会学部教授	
4	林 春男	京都大学防災研究所教授	副委員長
5	井上 幸子	京都女子大学非常勤講師	
6	野田 慈照	兵庫県PTA協議会会長	
7	大石 伸雄	西宮市越木岩自主防災会副会長兼事務局長	
8	泉 雄一郎	兵庫教育文化研究所常任所員	
9	近藤 伸行	兵庫県教頭会会長 (春日町立春日部小学校教頭)	
10	藤田 晃	兵庫県中学校長会会長 (神戸市立神戸生田中学校長)	
11	本光 迪子	兵庫県立芦屋南高等学校養護教諭	
12	今西 良壽	兵庫県立盲・聾・養護学校長会会長 (兵庫県立高等養護学校長)	
13	清田 邦子	日本体育・学校健康センター兵庫県支部事務部長	

「学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）作成プロジェクトチーム」設置要領

兵庫県教育委員会

（設置）

第1条 学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）検討委員会設置要綱第7条の規定により、「学校危機対応ガイドライン（不審者への対応）作成プロジェクトチーム」を置く。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 検討委員会に提出するガイドラインの骨子案、原稿案等の作成を行う。
- (2) 検討委員会において協議を深めるために必要とされる資料を収集し報告する。
- (3) その他、検討委員会を運営するに当たり必要な事務を行う。

（組織）

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる県教育委員会事務局職員並びに県警察本部職員からなる10名の委員をもって構成する。

（委員長等）

第4条 プロジェクトチームに委員長を置く。

- 2 委員長は、総務課教育企画室長が当たる。
- 3 委員長は、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 プロジェクトチームの会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

（日程）

第6条 検討委員会は平成13年10月から4回程度開催し、平成14年3月末をもって閉じる。

（庶務）

第7条 プロジェクトチームの庶務は、総務課教育企画室において処理する。

（補足）

第8条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

（この要領の失効）

- 2 この要領は、平成14年3月31日限り、その効力を失う。

資料

別表

「学校危機対応ガイドライン(不審者への対応)作成プロジェクトチーム」構成員名簿

	氏名	所属・職名	備考
1	中野 直行	総務課教育企画室長	委員長
2	向田 茂	教職員課主幹	
3	重松 司郎	義務教育課主幹	
4	青山 千尋	義務教育課障害児教育室長	
5	石原 元秀	高校教育課主幹	
6	久下 隆史	社会教育・文化財課主幹	
7	飯田 賢良	体育保健課主幹	
8	西島 恒夫	県警察本部生活安全部生活安全企画課警部	
9	平井 敬員	教育企画室企画推進係長	庶務
10	古田 昇	教育企画室企画推進係指導主事	